

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和7年3月19日（水） 号外第22号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（9）（林政企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
-------	---

———公布された規則のあらまし———

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和8年3月31日まで（現行 令和7年3月31日まで）とする。

(2) 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和8年3月31日まで（現行 令和7年3月31日まで）とする。

(3) 施行期日は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令の施行の日とする。

規 則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和8年3月31日</u>までに借り入れる貸付金(以下この条において「被災者貸付金」という。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和7年3月31日</u>までに借り入れる貸付金(以下この条において「被災者貸付金」という。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>

(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成</p>	<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成</p>

<p>23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが令和8年3月31日までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが令和7年3月31日までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第63号）の施行の日から施行する。